

今号では、インボイスの**実際の書式**と、**実務上の対応方法**について解説していきます。

1. インボイスの書式

現行の請求書等との違い

そもそも**インボイス**と現行の請求書等の書式の違いは何でしょうか。現在、使用されている請求書等は「**区分記載請求書等**」といい、**消費税が8%と10%の複数税率**となった際に導入された書式で、**軽減税率の対象である旨と、税率ごとの対価の額の合計額**が記載された様式となっています。

これはいわば**インボイス制度開始までの準備段階**としての書式であり、**インボイス書式**ではここに、次の**2点**が追加されます。

①**登録番号**

②**税率ごとに区分した消費税額等**

(ア)区分記載請求書(これまでの請求書等)

請求書		□□クリニック
〇〇株式会社御中		×年×月×日発行
診療期間	品目	金額
△月△日	診察料	11,000円
△月△日	サブリ*	2,160円
合計	13,160円	
10%対応	11,000円	
8%対応	2,160円	* 軽減税率対象

(イ)インボイス

請求書		□□クリニック
〇〇株式会社御中		×年×月×日発行
		登録番号 T-100000000000
診療期間	品目	金額
△月△日	診察料	11,000円
△月△日	サブリ*	2,160円
本体価格		
合計	12,000円	
10%対応	10,000円	
8%対応	2,000円	
		消費税 1,160円
		消費税 1,000円
		消費税 160円
		* 軽減税率対象

①の登録番号とは、**税務署から各登録事業者**(インボイス交付のため**税務署に登録**を行った事業者)に発行される**個別の識別番号**で、法人は「T+法人番号」、個人は「T+新規の13桁の番号」が割り振られます。

この番号の記載があることが**インボイスであることの証明**となります。

なお、上記では8%税率の見本としてサブリを記載していますが、**たとえ10%売上のみだとしても②の消費税額等の別記は必要です**。

また、インボイス書式とした場合、**対価の額の表示が税込表示のみから税込 or 税抜の選択式**に変更となります(上記事例は税抜表示)。

ちなみに、規定上必要な「**記載事項**」さえ満たせば、**既存の区分記載請求書に登録番号と消費税額を手書き**するといった方法でも、**インボイスとしては有効**です。

インボイス発行枚数が少ない事業者はこの対応で充分です。

2. 医療機関のインボイスの実務

(1)【売り手としての売上取引に関する対応】

通常、売上に際しては**納品書・請求書・領収書**などを取引先に対し交付しますが、制度開始後、**全ての書類をインボイス対応にし、必ず交付しなければならないのか**、といえそうですが**ありません**。インボイスの**交付義務**は、「**相手方の求めに応じて**」と規定されており、「**交付してほしい**」と要求されない限り、**現行書式で問題ありません**。

また、交付するとなった場合でも、**納品書・請求書・領収書のいずれかがインボイス書式になっていればよい**こととなっています。

基本的には**先方の求める形式**でインボイスを発行することになるかと思いますが、医療機関は**売上の内容が物品の提供ではなく、サービスの提供**であるため、「**納品書**」を発行する**習慣が無いこと**、また**振込で売上金を入金された場合**、**あらかじめ“領収書”を発行するケースも少ない点**等を考慮すると、**必ず作成するものとして“請求書”をインボイス対応の書式とするのが最も現実的**かと思います。

実務上、**個人患者相手にインボイスを発行する必要はありません**が、例えば**企業等向けに予防接種を実施しているような医療機関**は上記対応が必要となります。

(2)【写しの保存義務】

インボイス制度では、売上の際に**自院が交付したインボイスの写しの保存が義務化**されますのでご注意ください。

なお、**保存期間**は課税期間の末日の翌日から2ヶ月を経過した日から**7年間**となります。

(3)【買い手としての仕入・経費取引に関する対応】

次に**インボイスの交付を受ける側**としての実務を考えてみましょう。**登録事業者**である、ということは同時に**課税事業者(消費税の納税義務者)**でもあります。

なかでも、

- ・**自由診療収入が高額で売上に占める割合が高い歯科や美容外科**
- ・**予防接種の売上が多い小児科や内科**

などで、**原則課税方式**(売上で預かった消費税から仕入・経費で支払った消費税を控除して納付額を計算する)で消費税を納めている事業者は、**取引先から交付を受けるインボイスの保存が仕入・経費に係る消費税を納付額から控除する要件**となっています。

つまり、**消費税のかかる支出**については、**全てインボイスを貰わなければならない**ということです(※**免税事業者**及び**簡易課税制度適用者**は上記対応は不要です)。

原則課税方式を適用していて、かつ**取引先(小規模な個人商店など)**が**インボイスを発行できない**、となった場合には**取引先の変更や値引き交渉**を行うなど個別の対応を図る必要があるでしょう。

ちなみに**3万円未満**であれば**請求書の保存は不要とする特例**があったのですが、こちらも**インボイス制度開始と同時に廃止**されるため、**自販機や鉄道運賃以外**は**全ての支出が対象**となります。

経費等でクレジットカードの取引が多く、3万円未満の少額取引の領収書等の保存状況が悪い方は、クレジットカードのご利用明細書だけでは消費税が控除できなくなりますので注意が必要です。